

インボイス制度・税務相談停止命令の中止を求める重税反対統一行動を成功させよう

3・13 重税反対全国統一行動日

日時

3月13日(月)

午前9時開会、9時40分終了

会場

新潟県民会館

※各支部で県民会館への交通手段の用意があります。
詳しくは各支部役員までお問い合わせください。

集会を大勢の会員の参加で中止への意思表示の場にしよう

3・13重税反対統一行動は、今年で54回目を迎えます。コロナ禍と物価高騰の直撃を受け、国民・中小業者の危機が深まる中にもかかわらず、岸田政権はインボイス制度の10月実施に加えて税務相談停止命令で自主計算の権利を侵害しようとしています。多くの中小業者を廃業に追い込みかねないインボイス制度を中止させるとも、憲法で認められた自主申告権を守るための重要な集会となります。

確定申告の提出が無い人も含めた多くの参加で集会を成功させ、制度中止の展望を切りひらきましょう。

集会参加の留意点

- ・今年から受付票はありません。必ず申告書の控えを持参するようにしてください。
- ・税務署も法務局も駐車場は使用不可です。有料駐車場を利用してください。



新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141

23年3月6日

日程

- ・重税反対統一行動 3月13日(月)
- ・婦人部三役会 3月17日(金)
- ・共済会三役会 3月20日(月)

インボイスに商売の交流に話しは尽きず
第4回飲食業者交流会

商工新聞の一面も飾った同業者交流会。飲食部会は早くも4回目の交流会を11名の参加で開催しました。今回は会外のバー経営者も参加するなど初参加者が多かったため、まずは自己紹介。「古町に55年いる」「コロナ禍で大変だけど何とか頑張っている」などのやり取りが交わされました。

続けて松本里志副会長が税務相談停止命令の問題やインボイスについて説明し、話題の中心はインボイスに。「お客様からインボイスが無いとお前の店は使えないと言われた」「周りの業者の8割はインボイスを知らない」などの近況が次々に出されます。参加者の半分以上はインボイス登録を検討中と回答。河原真吾駅前支部長は「もっと根本から知らないダメだ」と話し、飲食業者向けのインボイス学習会を計画する事になりました。



その後はお互いの商売を交流。「マジックに特化した店にしている」「お客様同士のコミュニティを重視している」「目玉商品でハイボールを安価に提供したら客単価が上がった」などの工夫が交流されました。

初めて参加したバーのマスターは「インボイスが実施されたら生きていけない。怖さが良く分かった」と感想を話しています。

大好評！同業者と情報交換
本音で話しをしよう

建築業者交流会

日時 3月22日(水)
PM 7:30

会場 ヤキトン酒場 あんたが太陽!
中央区東大通1-7-30
ホワイトビル2F

会費 5,000円

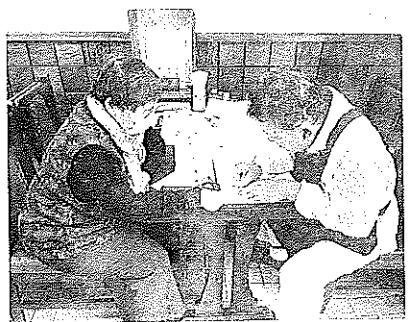
定員 10名



「会員同士支え合って克服しよう」 —黒埼支部—

24日に黒埼支部で申告会が開催され、9名が参加しました。

最初にパネルやリーフを読み合わせ、納税者の権利意識を高め合い本番へ。
それぞれ用意してきた自主計算ノートや収支内訳書などを基に、和合婦人部長らが収入・経費の整理を手伝います。



菅原共済理事長は、所得控除の資料の整理・控除計算を説明し、会員自ら作成できるようにみんなで作成をすめました。

とても煩雑な消費税の申告にも、支部役員の丸山さんは自分が作成した申告書を示し、消費税計算・申告書付表の記入の仕方を説明していました。丸山さんは「こんな面倒くさい作業を税務署は押し付けている。会員同士支え合って克服して行こう。税務相談停止命令制度など、とんでもない」と怒り心頭。納税者の権利を示して運動で跳ね返そうと参加者に訴えていました。

「インボイス制度のことを知りたい」 —料飲支部—

同じく24日、料飲支部は会員のお店「グリーンズ」を会場に班会を開催しました。

まず初めに松本副会長よりインボイス制度の中止や納税者の権利擁護を求める署名に対する訴えが行われました。参加者からは「インボイス制度の事が仲間内でも良く話題になるけれど、自分の商売で本当に必要なのかわからなくて不安」や「自主申告をする為の相談先を無くすのは困るし本当に許せない！」などの意見が多数出されました。



飲食業部会で3月20日に開催する「インボイス対策学習会」の案内がされると「是非参加したい。自分の売上額をもとに消費税額を計算してみたい」等の声が聞かれました。その後、自主計算を行った帳面を元に申告書を作成しながら「国等の給付金に課税するのは納得いかないし、今の税金の使い方も間違っている」など国に対する不満の声が出されました。

申請締め切り迫っています！
年間収入3割減が対象

国保・介護保険減免制度

申請期限 R5年3月31日まで

要件

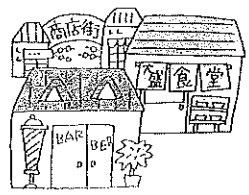
- ①世帯の主たる生計維持者の令和4年の収入が令和3年に比べて3割以上減少すること
- ②令和3年の所得の合計額が1000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる所得以外の所得（雑所得など）の合計額が400万円以下であること

対象期間

R4年度分保険料のうち納期限がR4年4月1日からR5年3月31日までのもの

必要書類

- ①減免申請書
- ②収入見込額等申告書
- ③R3年分の「確定申告書の控え」や「給与明細書」
- ④R4年1月から12月までの収入が確認できる書類（売上台帳や給与明細など）

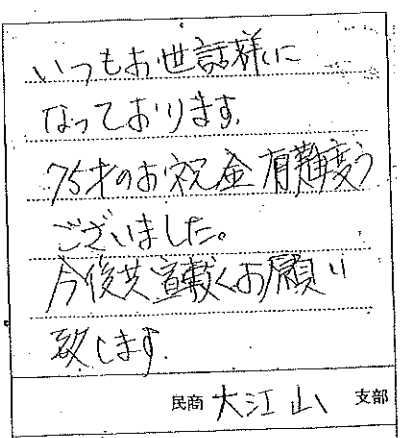


※納入したR4年度分の保険料が減免された場合は還付されます。

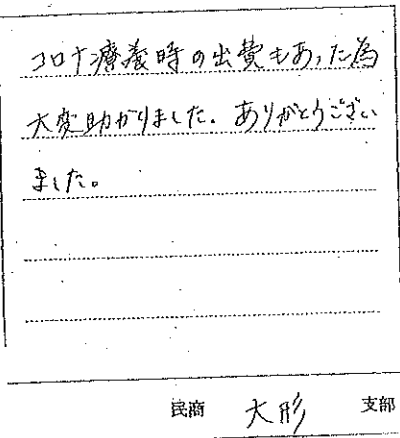
※令和3年所得が0円以下の場合対象となりません。

民商共済会に加入してよかった

民商共済会に入ってよかったという声をご紹介します。月共済会費1000円で会員・配偶者・同居家族・従業員が加入できます。



民商 大江山 支部



民商 大形 支部

ぜひ、助け合いの共済会に加入をお願いします。